

熊本県公報

第 1 1 1 5 8 号
平成 16 年 8 月 18 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 収納代理金融機関の名称及び位置の一部改正..... (会 計 課) 1
- 熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部改正..... (") 1
- 道路の供用開始..... (道路総務課) 2
- 都市計画法の事業認可..... (下 水 道 課) 2
- 都市計画法の事業認可..... (下 水 道 課) 2
- 指定居宅サービス事業所の指定..... (介 護 保 険 課) 3
- "..... (") 3
- "..... (") 3
- "..... (") 3
- 臨時種畜検査の実施..... (畜産衛生課) 4

公 告

- 県営土地改良事業の工事完了..... (農村計画課) 4
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出..... (商工政策課) 4
- 開発行為に関する工事の完了..... (建 築 課) 5
- "..... (") 5

登 載 依 頼

- 熊本県警察統合 OA システム用サーバ及び関連機器等の借入れに係る
一般競争入札の実施..... (警 察 本 部) 5
- 熊本県市町村職員共済組合公告..... (市町村総室) 7

告 示

熊本県告示第 861 号

昭和 47 年 3 月 31 日熊本県告示第 243 号の 5 (収納代理金融機関の名称及び位置) の一部を次のように改め、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。
平成 16 年 8 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

収納代理金融機関の名称及び位置の表中

西日本銀行 熊本支店	熊本市花畑町 11 番 18 号	」を
福岡シティ 熊本支店 銀行	熊本市城東町 2 - 22	
西日本シティ 熊本支店	熊本市城東町 2-22	」に改める。
銀行		

熊本県告示第 862 号

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。
平成 16 年 8 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領
熊本県収納代理金融機関事務取扱要領 (昭和 60 年熊本県告示第 271 号の 11) の一部を
次のように改正する。
別表第 1 中

肥後銀行本店	西日本銀行熊本支店	」を
--------	-----------	----

「 肥後銀行本店 | 西日本シティ銀行熊本支店 | 」に改め、
 「 肥後銀行本店 | 福岡シティ銀行熊本支店 | 」を削る。

附 則
 この要領は、平成16年10月1日から施行する。

熊本県告示第863号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成16年8月18日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年8月18日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	大津植木線	菊池郡合志町大字豊岡字西原 530番2地先から 同所 字西光寺 535番7地先まで	75.8	単道改
"	"	菊池郡菊陽町大字原水字西上原 4860番1地先から 菊池郡合志町大字福原字上馬立 1528番2地先まで	299.0	緊道整

2 供用開始する期日 平成16年8月18日

熊本県告示第864号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年8月18日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 施行者の名称 長洲町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 長洲都市計画下水道事業長洲公共下水道
- 3 事業計画
 - (1) 収用の部分 変更なし。
 - (2) 使用の部分
 昭和52年熊本県告示第185号、昭和59年熊本県告示第236号、昭和60年熊本県告示第602号、昭和63年熊本県告示第267号、平成元年熊本県告示第983号、平成3年熊本県告示第794号、平成5年熊本県告示第351号、平成6年熊本県告示第1031号及び平成11年熊本県告示第278号の事業地のうち大字梅田字上岩原、大字長洲字一ノ割、字二ノ割、字下ノ割、字荒弁田、大字清源寺字前浜及び字山下各地内を変更する。
- 4 事業施行期間
 昭和52年2月24日から平成24年3月31日まで

熊本県告示第865号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年8月18日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 施行者の名称 岱明町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 長洲都市計画下水道事業岱明公共下水道
- 3 事業計画
 - (1) 収用の部分 変更なし。
 - (2) 使用の部分
 昭和52年熊本県告示第135号、昭和61年熊本県告示第256号、昭和63年熊本県

告示第123号、昭和63年熊本県告示第983号、平成5年熊本県告示第46号、平成6年熊本県告示第237号、平成6年熊本県告示第431号、平成9年熊本県告示第12号及び平成11年熊本県告示第279号の事業地に大字上字井川、字今泉、字今野川、字今ノ本、字松手、大字庄山字杳掛、字庄山前、字帆物前、字松浦、字中山、大字扇崎字野添、大字高道字磯、字ケスの内、字中尾、字新四ノ割、字新五ノ割、字古八ノ割、字古七ノ割、字古六ノ割、字古五ノ割、字古四ノ割、字古三ノ割、字古二ノ割、字古一ノ割及び字ボメキ各地内を加え、同事業地のうち大字上字馬場原、字前田、大字山下字畑中、字五ヶ辻、字木佐貫、字二丁分、大字野口字津吹、大字大野下字中野尾、字柴原、字野添、大字扇崎字藤原、字明神尾、大字鍋字外牟田、字村下一ノ割、字村下二ノ割、字新天、字二ノ割、字鼈頭洲、大字浜田字中海路、字六ノ割、大字高道字平、字天神木、字水町、字中島ノ下及び字大相各地内を変更する。

4 事業施行期間

昭和52年2月10日から平成24年3月31日まで

熊本県告示第866号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成16年8月18日

熊本県知事 潮谷 義子

【訪問看護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
医療法人 小田会 ケアセンターみどり かわ 訪問看護ステーション 宇土市野鶴町352番地	医療法人 社団 小田会	平成16年8月5日

熊本県告示第867号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成16年8月18日

熊本県知事 潮谷 義子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
医療法人 小田会 ケアセンターみどり かわ 通所介護事業所 宇土市野鶴町352番地	医療法人 社団 小田会	平成16年8月5日

熊本県告示第868号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成16年8月18日

熊本県知事 潮谷 義子

【福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
福祉用具しがき 八代市出町8番14号	合資会社志垣自転車店	平成16年8月5日

熊本県告示第869号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成16年8月18日

熊本県知事 潮谷 義子

【福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
株式会社ニュー油屋 山鹿市大字山鹿1699番地	株式会社ニュー油屋	平成16年8月6日